

令和 8 年（2026 年） 9 月定例議会本会議

議会運営委員会提出議案（議員提出議案第 2 号・第 3 号）

説明要旨（令和 8 年 10 月 5 日）

ただいま議題となりました議員提出議案第 2 号及び第 3 号の以上 2 件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議員提出議案第 2 号「議会議員の議員報酬等の支給の制限に関する条例制定」につきましては、議会議員の職責及び市議会への市民の信頼の確保に鑑み、議会議員が会議等を長期欠席した場合における議員報酬及び期末手当の支給について、特例を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議員提出議案第 3 号「横須賀市議会基本条例中改正」についてご説明いたします。

地方自治体における二元代表制の一翼を担い、行政に対する監視機能の発揮や多様な市民意見を反映した政策提案など、市民の代表として様々な役割が求められている議会にとって、議員定数は極めて重要な要素であります。

こうした認識のもと、前期の本市議会では、令和 5 年改選時の議員定数を 1 人減の 39 人と決定しました。

しかしながら、本市の人口減少及び財政状況等を踏まえ、令和 9 年の改選に向けて、改めて議員定数の在り方を議論することを議会制度検討会議において決定し、令和 7 年 2 月から本年 8 月まで、延べ 8 回にわたり検討を重ねてきました。

検討においては、議員定数の削減ありきという形ではなく、本市議会における適切な定数を模索するため、人口や財政規模が類似する他の中核市との比較を行いました。また、米海

軍基地や陸海空の三自衛隊が所在することなどに伴う本市特有の行政課題、さらには、本市議会における会議開催数の推移等を多角的に分析し、協議を重ねました。

議論の過程では、かつて一般的に言われていた「人口1万人につき議員1人」という人口比に基づいた考え方は、行政課題が複雑化、高度化した今の時代には必ずしもすぐわないという認識を共有しました。その上で、年々進む本市の人口減少や厳しい財政状況等を背景に、定数を削減すべきという意見が多くありました。一方で、自治体業務の多様化における議会の監視機能の重要性等を考慮すると、議員一人ひとりの役割は大きく、安易な削減は避けるべきという慎重な意見もありました。

具体的な削減数については、過去の削減時における人口減少率に鑑みて1人減が妥当という意見や、行政部門別常任委員会における委員数の均衡を考慮して2人減とすべきという意見、委員会での多数決における効率性を踏まえ6人減とするのがよいという意見などがあり、議論を深めました。

さらに、定数削減の議論を毎任期繰り返すことなく、将来にわたり安定的な議会運営を維持するため、今期において一定の削減を先行して実現すべきとの認識も示されました。

これらの意見を踏まえ、議員定数の削減はやむを得ないものと判断し、その上で、一定の削減は必要であるものの、本市議会における適切な定数を検討するに当たっては、議会の監視機能の維持や議会改革の推進、本市固有の地域課題へ向き合う必要性を十分に考慮しました。

とりわけ、少子高齢化の進展や社会福祉費の増大などによ

り本市を取り巻く環境が厳しさを増す中で、多様化、複雑化する市民ニーズを的確に把握し、市民福祉の向上につなげていくことが議会に求められていると考えます。これを実現するためには、議会の専門的な審査の場である各常任委員会において、多角的な視点から議論を深められる体制を維持するとともに、デジタル技術等を活用し、調査・分析や政策立案等における議員活動の質と効率の向上を図り、引き続きその役割を十分に果たしていく必要があります。こうした点を総合的に勘案し、議会としての機能を十分に発揮できる適切な議員定数は、2人減の37人であると結論づけました。

このような理由から、横須賀市議会基本条例第8条第1項に規定する議員定数を現行の39人から37人に改めるとともに、横須賀市議会委員会条例第1条第2項第2号に規定する民生常任委員会及び同項第4号に規定する都市整備常任委員会の定数を現行の10人から9人に改め、同項第5号に規定する予算決算常任委員会の定数を現行の39人から37人に改めようとするものであります。

以上が提出議案2件の概要であります。本議案をご議決いただきますと、議会議員の議員報酬等の支給の制限に関する条例につきましては公布の日から、議会基本条例の議員定数に関する規定につきましては次の一般選挙から、また、委員会条例につきましては令和9年5月2日からそれぞれ施行することとなります。

議員の皆様におかれましては、本提出議案にご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。